

名取市障がい者等地域づくり協議会設置要綱の制定に係る
現要綱からの改正内容について（案）

1 概要

現在、当協議会は「名取市相談支援事業実施要綱」に基づき運営されているが、協議会会長が社会福祉課長の充て職となっていることや、副会長が置かれていないこと、委員の定数、任期などが定められていない等、要綱の改正が必要な状況であると考えている。

事務局では、これらの状況を踏まえ、協議会の運営に関して定めた「名取市障がい者等地域づくり協議会設置要綱」の制定を検討しており、現要綱からの改正を行う内容について協議会においての承認を得ようとするもの。

2 改正を行う事項

ア 協議会会長及び副会長の選出について

現在、協議会の会長は社会福祉課長の充て職となっており、副会長は選出されないこととなっているものを、会長及び副会長について、協議会委員の互選により定めることに変更するもの。

現要綱「協議会の会長は、健康福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる」
改正案「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める」

イ 委員の定数について

現要綱 定数なし

改正案「協議会は、委員 15 人以内をもって組織する」

※現行委員数は 14 名

ウ 委員の任期について

現要綱 任期なし

改正案「委員の任期は、2 年とする」